

徳島県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき、三好郡井川町クミ田44番地3美浪盛晴の請求に係る監査の結果を、平成14年9月24日決定したので、次のとおり公表する。

平成14年10月4日

| | |
|---------|--------|
| 徳島県監査委員 | 四十宮 惣一 |
| 同 | 藤江 駿吉 |
| 同 | 川端 正義 |

同 北 島 勝 也

第1 請求の受付

平成14年7月31日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、平成14年9月9日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象機関

保健福祉社部長寿こども政策局長寿社会課を監査対象とした。

第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

第4 決定の理由

1 請求の要旨

社会福祉法人健祥会が経営する老人保健施設健祥会ヘルス（美馬郡穴吹町）の元調理員である高木ユリ子の給与は、平成12年11月開所した健祥会デイサービスセンターうだつ（美馬郡脇町）から、同年11月から13年9月に退職するまでの間、支払われている。これは高木の給与支給明細書で明らかである。

平成13年8月に実施された健祥会ヘルスの県長寿社会課監査資料には、調理員3名とあるが、高木ユリ子は実在したのに名前が記載されていない。これは虚偽記載にあたる。また、13年2月の健祥会デイサービスセンターうだつの県監査資料に高木ユリ子の名前があるが、ここでは働いていない。池田労働基準監督署への本人の申告書には「ヘルスの職員として勤務した」と署名している。

健祥会デイサービスセンターうだつの施設会計には、脇町一般会計から「いきがいでいデイサービス」費が支出されており、脇町介護保険特別会計からデイサービス介護報酬が支払われている。脇町には徳島県からそれぞれの県費負担金が支出されている。

高木ユリ子に支払われた上記期間に係る給与1552000円は、実際には存在しない架空の職員に支払われた不当不法支出である。脇町に支出された県費が何等関係のない穴吹町にあるヘルスの調理員に給与として支払われたことは許されないことである。

したがって、県知事が、健祥会うだつに対し、当該不当支出された高木ユリ子に係る県費を返還させる措置をとるよう、求める。

2 判断

(1) 請求書の要旨及び陳述の内容から、請求人の主張を整理すると、老人保健施設健祥会ヘルス（以下「ヘルス」という。）の元調理員である高木ユリ子氏の給与が、平成12年11月から平成13年9月までの間、実際に勤務していない健祥会デイサービスセンターうだつ（以下「うだつ」という。）から支払われており、この期間の給与は不当・不法な支出であることから、これに係る県費について返還させる措置を求めるというものである。

(2) はじめに、請求人の主張するうだつの施設会計に脇町から支払われたとされるいきがいでいデイサービス費及びデイサービス介護報酬について確認したところ、これらの費用に係る県の支出は、それぞれ徳島県在宅福祉事業費補助金及び介護給

付費県費負担金であることから、これらの補助金及び負担金の交付についてみてみる。

(3) まず、徳島県在宅福祉事業費補助金は、徳島県在宅事業費補助金交付要綱（昭和59年10月23日施行）に基づき交付されており、当該補助金の交付対象となる事業種目の中に、市町村が実施する介護予防・生活支援事業があり、このメニューの一つとして、老人デイサービスセンターを利用して実施する生きがい活動支援通所事業がある。

脇町は当該事業について社会福祉法人健祥会と事業委託契約を締結し、うだつで実施しており、委託料として入浴、給食、日常動作訓練などの各種サービスの利用人員に事業委託契約書で定めた単価を乗じて得た金額を支払っており、徳島県在宅事業費補助金交付要綱に基づき、適正に処理されていると認められる。

(4) そこで、脇町が社会福祉法人健祥会に支払った委託料について精査したところ、うだつが当該事業について平成12年度及び13年度に支出した経費には、介護予防・生活支援事業実施要綱（平成13年5月25日付老発第213号厚生労働省老健局長通知）の中で、生きがい活動支援通所事業において設置が義務付けられている生きがい活動援助員1名の人件費が含まれているが、高木ユリ子に係る給与を支出した事実認められなかった。

(5) 次に、介護給付費県費負担金については、徳島県介護給付費負担金交付要綱（平成12年7月17日施行）に基づき交付されている。

脇町がうだつに支払った介護報酬は、県知事が指定した通所介護事業所である老人デイサービスセンターにおいて行われた介護サービスに対して支払ったものであり、介護を要する程度（要介護状態区分）、利用時間によって定められた単価及び利用日数等に応じて算出されており、この介護報酬に係る県費負担金についても、徳島県介護給付費負担金交付要綱に基づき、適正に処理されていると認められる。

(6) 一方、請求人はうだつにおいて架空の職員に給与が支払われていたことが不当・不法なものであると主張しているので、介護保険法（平成9年法律第123号）における人員配置基準についてみてみる。

指定通所介護事業所である老人デイサービスセンターにおける人員に関する基準については、「指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）により生活相談員、看護職員などの特定の職種につ

いては、必要な員数が定められており、この基準を下回る場合には、過誤調整を行い、介護給付費を減額することとなるが、調理員については配置基準が定められておらず、減額の対象とはならないものである。

(7) また、高木エリ子氏は平成12年11月に開設する予定のうだつの調理員として勤務するため、同年4月10日にヘルスに採用され研修を受け、同年11月1日付で勤務場所をうだつにする旨の雇入通知書が出されている。しかし、うだつの利用者が低調であったため、引き続き研修として退職する平成13年8月31日までヘルスで勤務していたものである。

なお、この間、うだつにおいては併設する施設であるケアハウスと併せて5名から7名の調理員が配置されており、うだつの調理業務は支障なく行われていたことが確認されている。

よって、人員配置基準に規定のない調理員については、適切なサービスの提供に支障がない限り、実情に応じた勤務形態による配置は可能であることから、調理員の他の施設での研修ということをもつて、直ちに介護保険法第22条に規定する不正な行為に該当するとは言えないものと判断される。

(8) 以上、請求人の主張には理由がないものと判断する。

しかしながら、社会福祉法人の職員の配属については、理事長あるいは施設長の権限に属するものであるが、今回、職員に対する研修が口頭のみで指示されており、本来の勤務場所でない施設において長期間にわたり行われていたことは、好ましいことではないものと考えられる。

したがって、今後、同種の施設において、発令等と異なる勤務実態がないかどうかなど、その内容を十分に精査し、施設における適正な運営が確保されるよう、知事に要望するものである。